

諮問庁：豊橋市長

諮問日：令和 5 年10月19日（諮問第130号）

答申日：令和 6 年10月 7 日（答申第108号）

事件名：「第101回豊橋市情報公開・個人情報保護審査会会議録等」について

答 申 書

第 1 審査会の結論

豊橋市長（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が行った、「口頭意見陳述実施通知書」、「会議録」及び「シナリオ」の公文書一部公開決定は、妥当である。

第 2 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和 5 年 7 月20日付けで、処分庁に対し、豊橋市情報公開条例（平成 8 年豊橋市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、「2023年 6 月27日の審査会に向けて事務局が作成した全ての資料及び同日の会議録」の、公文書公開請求を行った。
- 2 これに対し、処分庁は、令和 5 年 7 月25日付けで、公文書一部公開決定（以下「原処分」という。）を行った。
- 3 処分庁は、「第101回豊橋市情報公開・個人情報保護審査会に係る開催通知」、「口頭意見陳述実施通知書」、「会議録」並びに「シナリオ及び補足資料」を対象文書として特定し、原処分を行った。原処分では、処分庁は、「口頭意見陳述実施通知書」及び「シナリオ」中の、審査請求人及び補佐人の氏名（以下「氏名部分」という。）並びに「会議録」中の、審査の際に委員が述べた意見に関する部分（以下「意見部分」という。）を非公開とした。

- 4 公文書一部公開決定通知書の「公開しないこととした理由」の欄には、氏名部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第6条第1項第1号に該当する旨が記載されている。意見部分は、当該部分が公開されることにより、審査請求に係る事案に関心を有する者から、意見に関して委員に働きかけが行われる等、審査会の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、また、今後、審査会において審査を行うにあたり、委員が意見を述べることを躊躇することで、学識経験者である委員の忌憚のない意見に基づく答申を審査庁が得ることができなくなり、その結果、適切な裁決を行うことができなくなるおそれがあるため、条例第6条第1項第6号及び第7号に該当する旨が記載されている。
- 5 審査請求人は、令和5年8月29日、原処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が令和5年8月29日付けで、審査庁に提出した審査請求書、令和5年10月11日付けで、審査庁に提出した反論書及び令和6年6月24日付けで、審査庁に提出した意見書並びに令和6年7月9日の本審査会における口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の内容によると、審査請求の趣旨及び審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

条例第5条の規定に基づく公開請求に対し、令和5年7月25日付け5豊行第110号により豊橋市長が行った、公文書一部公開決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

- （1）会議録のうち、意見部分が非公開とされている。審査請求人は、この部分に、諮問案件についての審議が終了したのか、それとも、次回の審査会に

において、継続して審議するのかについて、記載されていると考えている。
審査請求人が、口頭意見陳述の申立てを行うかを判断するには、審議が継続して行われるかを知る必要があり、原処分により、判断基準が奪われている。

(2) 公開された審査会のシナリオに委員が発言することとされている内容で、会議録に記載されていないものがある。会議録作成の目的は、憲法が規定する言論の自由や知る権利を保障することにあるから、行政が恣意的に会議録に記載する事項を選別しているのであれば、民主主義が成り立たなくなる。

(3) 以上を踏まえて、会議録を作成する目的を再確認し、再提出せよとの裁決を求める。

第4 処分庁の説明の要旨

1 非公開理由該当性について

(1) 氏名部分は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため、条例第6条第1項第1号に該当する。

(2) 意見部分が公開されることにより、審査請求に係る事案に関心を有する者から、意見に関して委員に働きかけが行われる等、審査会の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、条例第6条第1項第6号に該当する。

また、今後、審査会において審査を行うにあたり、委員が意見を述べることを躊躇することで、学識経験者である委員の忌憚のない意見に基づく答申を、審査庁が得ることができなくなり、その結果、適切な裁決を行うことができなくなるおそれがある。そのため、行政不服審査という事務の性質上、審査の適正な遂行に支障を生じるおそれがあるといえるから、条例第6条第1項第7号柱書にも該当する。

2 結論

以上のとおり、原処分において非公開とした氏名部分は、条例第6条第1項第1号に、意見部分は、同項第6号及び第7号に該当するため、原処分は適法に行われた。したがって、原処分を維持することが妥当である。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年10月19日 諮問書の受付
- ② 同日 諮問庁から諮問書の添付文書を收受
- ③ 令和6年7月9日 口頭意見陳述の実施
- ④ 同日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 条例の解釈について

- (1) 条例第6条第1項第6号は、市の機関と国や他の地方公共団体の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報が記録されている場合は、非公開とすべきであるという趣旨の規定である。しかし、条例の公文書の原則公開の理念に基づけば、非公開とされるものはできる限り限定的にとらえる必要があるから、「おそれ」は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性がなければならないと解される。そのため、「不当に損なわれるおそれ」とは、中間的な議論や未成熟な意見等が公開されることで、外部の不当な圧力や干渉等を受けることにより意思決定が歪められたり、誤解や筋違いの批判等を招いて自由率直な意見交換が妨げられたりするおそれがある等、公開することによる利益を考慮してもなお、公開による支障が重大であり、非公開とするこ

とが合理的と認められる場合をいうと解される。

- (2) 条例第6条第1項第7号柱書は、市の機関等が行う事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている場合は非公開とすべきであるという趣旨の規定である。しかし、条例の公文書の原則公開の理念に基づけば、非公開とされるものはできる限り限定的にとらえる必要があるから、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、実施機関に広範な裁量を与える趣旨ではないと解され事務又は事業に関する情報を公開することによって生じる利益と支障とを利益衡量し、公開することによって生じる利益を考慮してもなお看過し得ない程度の支障が生じることが実質的、具体的にみて相当の蓋然性をもって予測される場合をいうと解される。

2 非公開情報の該当性について

- (1) 氏名部分は、条例第6条第1項第1号に該当するか。

ア 条例第6条第1項第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を、同号アからエまでに該当する場合を除き、非公開とするものとしている。

イ 氏名部分は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものであるから、条例第6条第1項第1号に該当する。そして、同号アからエまでのいずれにも該当しない。したがって、当該部分を非公開とした、処分庁の判断は、妥当である。

- (2) 意見部分は、条例第6条第1項第6号に該当するか。

ア 処分庁の説明によれば、委員が非公開部分を審議するという審議方法は今後も変わらないため、審査会において非公開部分の是非が審議されるという意味で、同種の案件が続いていく。そのため、審査会時点で、会議録で審議された諮問案件が、答申済みであったとしても、条例第6

条第1項第6号に該当するということであった。

イ しかし、本件では、非公開部分で審議されている諮問案件は、既に審議が終了し、答申もなされているから、当該事案に関する審議について、本審査会委員の率直な意見の交換や、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとはいえない。

ウ したがって、意見部分は、条例第6条第1項第6号には、該当しない。

(3) 意見部分は、条例第6条第1項第7号柱書に該当するか。

ア 本審査会は、公開請求の対象となった公文書を見分し、実施機関及び審査請求人の双方から意見を聴取する等して、非公開決定等の適法性について、公正・中立的な立場から調査審議し、答申を発出し、答申書の写しを審査請求人等に送付するとともに、答申の内容を公表することをその職務とする。このような職務内容に照らせば、審査会の委員には、公正・中立的な立場で忌憚のない意見交換をすることが求められている。そして、審査会の委員の氏名等や審査会が発出する答申書は、ウェブサイトで公表されているから、委員の意見に関心がある者が、委員に接触することは、難しくはない。

イ そのため、審査会における委員の議論や決定が公開されることにより、今後、審査会において審査を行うにあたり、委員が意見を述べることを躊躇し、学識経験者である委員の公正・中立的な立場での忌憚のない意見交換をすることができなくなり、審査会における公正・中立的な立場で調査審議し、答申を発出するという審査会の事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。そして、その結果として、調査審議を経た答申を審査庁が得ることができなくなり、適切な裁決を行うという実施機関の事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ したがって、行政不服審査という事務の性質上、審査の適正な遂行に支障を生じるおそれがあるといえるから、意見部分は、条例第6条第1

項第7号柱書に該当する。

エ さらに、本審査会は、答申第106号で、対象文書の一部である「政策会議の議事録」に関し、以下の答申を行った。

「議事録では、発言者と発言内容が結びついた内容となっている。そして、多目的屋内施設関連市場調査の中間報告や今後のスケジュールに関する議題であることから、今後同種の会議において、率直な意見交換が困難となるおそれがあり、市の適正な事務事業の遂行に支障が生じるおそれがある。」「したがって、条例第6条第1項第7号に該当するため、原処分において非公開とした処分庁の判断は、妥当である。」

オ 本件は、答申第106号の事案とは対象文書が異なるが、対象文書についての意思決定が終了している点で、共通するといえる。そして、非公開部分が公開された場合に、今後、同種の会議において、率直な意見交換が困難となるおそれがあり、市の適正な事務事業の遂行に支障が生じるおそれがある。そのため、本件においても、答申第106号の判断と同様の判断を行うことは、審査会としての意見が統一されている。

したがって、処分庁による原処分は適法かつ妥当である。

3 結論

以上のことから、本件対象文書のうち、氏名部分は、条例第6条第1項第1号に、意見部分は、同項第7号柱書に該当するため、これらを非公開とした決定については、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員（会長） 松村享 委員 河邊伸泰 委員 見目喜重